

豊川市豊川駅東駐車場はじめ4施設

指定管理者公募要領

令和6年6月

豊川市都市整備部市街地整備課

目 次

1	指定管理者制度導入及び公募の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	施設の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(1) 対象施設	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(2) 施設の設置目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(3) 施設の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	指定管理者の指定期間	・ ・ ・ ・ ・ 3
4	指定管理者の指定	・ ・ ・ ・ ・ 3
5	協定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(1) 協定の締結	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(2) 協定の締結時期	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(3) 主な協定内容	・ ・ ・ ・ ・ 4
	(4) 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置	・ ・ ・ ・ ・ 4
6	管理の基準及び業務の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 4
	(1) 管理の基準	・ ・ ・ ・ ・ 4
	(2) 業務の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 4
	(3) 変更の協議	・ ・ ・ ・ ・ 4
7	経費に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 4
	(1) 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 4
	(2) 過去における収支状況	・ ・ ・ ・ ・ 4
	(3) 指定管理料について	・ ・ ・ ・ ・ 6
	(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの	・ ・ ・ ・ ・ 6
	(5) 管理運営経費について	・ ・ ・ ・ ・ 6
	(6) 指定管理料の精算について	・ ・ ・ ・ ・ 8
	(7) 支払時期及び方法について	・ ・ ・ ・ ・ 8
	(8) 管理口座	・ ・ ・ ・ ・ 8
	(9) 特定公契約に伴う手続き等について	・ ・ ・ ・ ・ 8
8	応募資格	・ ・ ・ ・ ・ 8
	(1) 基本事項	・ ・ ・ ・ ・ 8
	(2) 欠格事項	・ ・ ・ ・ ・ 9
9	申請等手続きについて	・ ・ ・ ・ ・ 10
	(1) スケジュール	・ ・ ・ ・ 10

(2) 公募要領等の配付	・ ・ ・ ・ 1 0
(3) 公募（現場）説明会	・ ・ ・ ・ 1 1
(4) 質問について	・ ・ ・ ・ 1 2
(5) 応募に係る提出書類等	・ ・ ・ ・ 1 3
(6) 応募にあたっての留意点	・ ・ ・ ・ 1 5
10 選定方法及び選定基準	・ ・ ・ ・ 1 6
(1) 選定方法	・ ・ ・ ・ 1 6
(2) 作業部会による審査	・ ・ ・ ・ 1 6
(3) 選定委員会の設置	・ ・ ・ ・ 1 6
(4) 選定基準並びに予定審査項目及び配点	・ ・ ・ ・ 1 7
(5) 選定のスケジュール	・ ・ ・ ・ 1 8
11 公募に係る公表について	・ ・ ・ ・ 1 9
(1) 応募状況の公表	・ ・ ・ ・ 1 9
(2) 選定結果の公表	・ ・ ・ ・ 1 9
12 その他	・ ・ ・ ・ 1 9
(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	・ ・ ・ ・ 1 9
(2) 課税に関する留意事項	・ ・ ・ ・ 2 0
(3) リスク分担に対する指針について	・ ・ ・ ・ 2 0
(4) 次期以降のインセンティブの付与について	・ ・ ・ ・ 2 2
13 参考資料	・ ・ ・ ・ 2 2
14 窓口	・ ・ ・ ・ 2 2

1 指定管理者制度導入及び公募の目的

公の施設における「指定管理者制度」は、平成15年6月13日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の一部改正により創設され、平成15年9月2日から施行されています。

この制度は、公の施設の管理において、従前の管理委託制度に替えて設けられたものであり、民間事業者等も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などに寄与することが期待されています。

豊川市（以下「市」という。）では、当該施設の管理運営について効果的かつ効率的に実施するために、指定管理者制度を適用することとし、本公募要領のとおり指定管理者を公募するものです。なお、本市では、平成17年度から数度の公募を経ていることから、次期指定管理者には、より一層のサービスの向上と経費削減を期待するものです。

2 施設の概要

(1) 対象施設

- ① 豊川市豊川駅東駐車場
- ② 豊川市追分駐車場
- ③ 豊川市愛知御津駅前公共駐車場
- ④ 豊川市西小坂井駅前公共駐車場

(2) 施設の設置目的

道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に寄与するための施設です。

(3) 施設の概要

本施設は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営を行っていますが、令和7年3月31日に指定期間が満了します。

本施設の主な概要については以下のとおりです。

① 豊川市豊川駅東駐車場

	項目	内容
1	名称	豊川市豊川駅東駐車場
2	所在地	豊川市豊川町辺通及び止通
3	施設規模	敷地面積 : 17,774.95㎡

		建物面積 : 11,800.39㎡ (立体駐車場) : 158.66㎡ (トイレ)
4	施設構造	地上3層4段鉄骨造、平面駐車場
5	竣工年月	平成14年6月 (立体駐車場、大型車用平面駐車場) 平成元年12月 (トイレ) 平成21年12月 (普通車用平面駐車場)
6	供用時間	0時00分～24時00分 (24時間) (普通車) 8時30分～17時00分 (大型車)
7	休日	なし
8	駐車可能台数	普通車 立体521台 平面116台 大型車 平面19台
9	トイレ設備	男性用・女性用・身体障害者用
10	利用状況	別紙「駐車場年間利用状況表」のとおり

② 豊川市追分駐車場

	項目	内容
1	名称	豊川市追分駐車場
2	所在地	豊川市久保町雲明及び日影、国府町桜田並びに御油町鷺坂地内
3	施設規模	敷地面積 : 1,474.62㎡
4	施設構造	平面駐車場
5	竣工年月	昭和53年7月
6	供用時間	0時00分～24時00分 (24時間)
7	休日	なし
8	駐車可能台数	61台 (普通車)
9	利用状況	別紙「駐車場年間利用状況表」のとおり

③ 豊川市愛知御津駅前公共駐車場

	項目	内容
1	名称	豊川市愛知御津駅前公共駐車場
2	所在地	豊川市御津町西方中道1番地9
3	施設規模	敷地面積 : 1,111.20㎡ (第1駐車場) : 2,113.62㎡ (第2駐車場)
4	施設構造	平面駐車場
5	竣工年月	平成6年4月 (第1駐車場)

		令和4年3月（第2駐車場）
6	供用時間	0時00分～24時00分（24時間）
7	休日	なし
8	駐車可能台数	29台（第1駐車場 普通車区画23台 軽自動車専用区画6台） 55台（第2駐車場 平面 普通車）
9	利用状況	別紙「駐車場年間利用状況表」のとおり

④ 豊川市西小坂井駅前公共駐車場

	項目	内容
1	名称	豊川市西小坂井駅前公共駐車場
2	所在地	豊川市伊奈町縫殿26番地413
3	施設規模	敷地面積：1,255㎡
4	施設構造	平面駐車場
5	竣工年月	平成7年4月
6	供用時間	0時00分～24時00分（24時間）
7	休日	なし
8	駐車可能台数	48台（普通車）
9	利用状況	別紙「駐車場年間利用状況表」のとおり

3 指定管理者の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者の指定

令和6年12月議会での議決を経た後、市長が指定管理者として指定します。

5 協定に関する事項

(1) 協定の締結

市は、指定終了後、指定された指定管理者と細目協議を行い、指定期間全般を通じた基本協定と令和7年度に係る年度協定を締結します。

なお、年度協定については、毎年度協議を行い締結します。

(2) 協定の締結時期

ア 基本協定については、令和7年3月下旬を予定しています。

イ 年度協定については、令和7年4月1日付けとなります。

(3) 主な協定内容

- ① 事業計画書に関する事項
- ② 使用料に関する事項
- ③ 市が支払うべき当該公の施設の管理に要する費用に関する事項
- ④ 事業報告に関する事項
- ⑤ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ⑥ 当該公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(4) 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置

指定管理者は、協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と協議し決定することとします。

6 管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

別紙「豊川市豊川駅東駐車場はじめ4施設指定管理者仕様書」のとおりです。

(2) 業務の範囲

別紙「豊川市豊川駅東駐車場はじめ4施設指定管理者仕様書」のとおりです。

(3) 変更の協議

上記仕様書にかかわらず、管理の基準及び業務の範囲について、指定管理者から市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に資する提案があった場合、市は指定管理者と協議の上変更する場合があります。

7 経費に関する事項

(1) 基本方針

指定管理者は、この制度の趣旨に沿い、効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るために、指定管理者のノウハウを最大限に活用し、経費の削減に努める必要があります。

(2) 過去における収支状況

① 令和4年度

収入

区 分	内 容	金額 (円)
受託収入	指定管理料収入	24,938,077
合 計	—	24,938,077

支出

区 分	内 容	金額 (円)
人件費	常勤パート賃金・年末年始人件費等	7,836,236
事務費	消耗品費、備品購入費、設備維持管理費	1,176,045
光熱水費	光熱水費、通信費、保険料	6,932,661
年末年始営業費	委託料・備品費・消耗品費等	753,632
管理経費	委託料、リース料、一般管理費、販売促進費等	7,319,927
合 計	—	24,018,501

② 令和5年度

収入

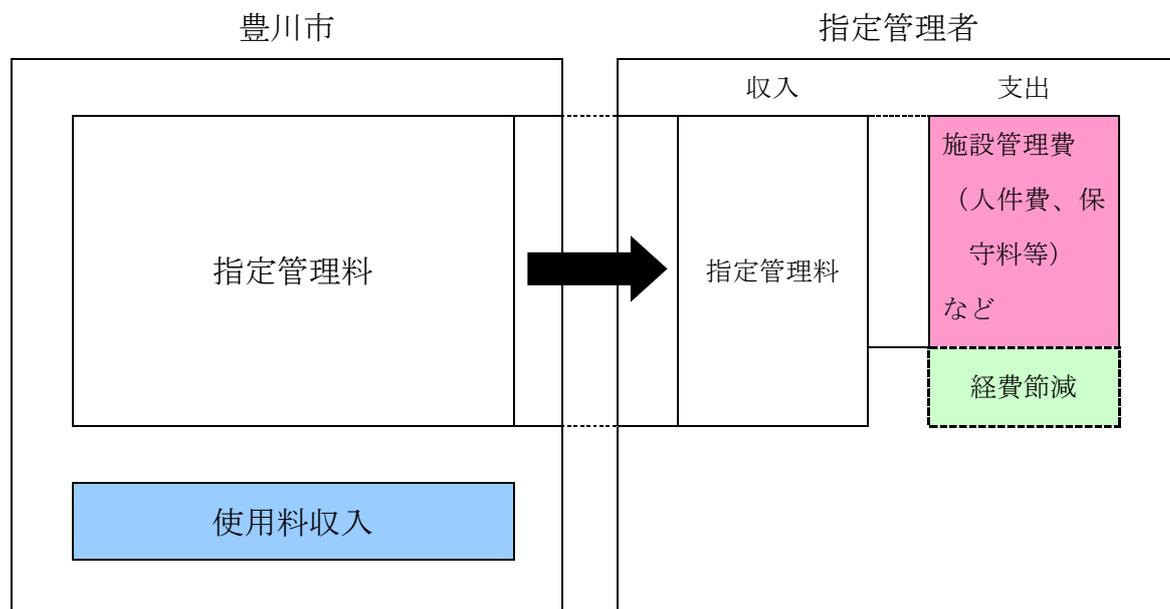
区 分	内 容	金額 (円)
受託収入	指定管理料収入	23,836,900
合 計	—	23,836,900

支出

区 分	内 容	金額 (円)
人件費	常勤パート賃金・年末年始人件費等	8,101,893
事務費	消耗品費、備品購入費、設備維持管理費	1,081,469
光熱水費	光熱水費、通信費、保険料、電子決済費	5,336,600
年末年始営業費	委託料・備品費・消耗品費等	717,574
管理経費	委託料、リース料、一般管理費、販売促進費等	7,333,784
合 計	—	22,571,320

(3) 指定管理料について

指定管理者は、市が支払う指定管理料で施設の管理運営を行います。



(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの

指定管理者は、市が支払う指定管理料で管理運営を行います。ただし、豊川市公共駐車場条例（昭和53年豊川市条例第37号）第10条に規定する使用料については市の収入となります。

指定管理業務に係る費用は、単年度ごとに予算で決定される範囲内で、市と指定管理者の協議により決定いたします。

ただし、指定管理料は25,984千円（消費税及び地方消費税を含む）を超えることはありません。

- 指定管理料として含まれる経費
 - a 人件費
 - b 事務費（消耗品費、印刷製本費等）
 - c 維持管理費（委託料、光熱水費、修繕料等）
 - d 年末年始営業費（委託料、備品費、消耗品費等）
 - e 管理経費（一般管理費、販売促進費）

※指定管理料の算定方法の詳細は協定で定めます。

(5) 管理運営経費について

管理運営については、別添にあります「管理運営経費分担表」に基づき、指定管理者が担う経費については原則として指定管理料の中から支払うこととなります。

① 修繕料について

修繕料とは、一般的には備品の修理、部品の取替え、家屋等の修繕で工事の概念に入らないものをいいます。

通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に要する経費及び指定管理者の運営上の事由による場合の経費については、指定管理者の負担とします。

例としては次のものが挙げられます。

- ・ 敷地内（看板・フェンス等破損の修理、照明灯の取替え）
- ・ 立体駐車場（全自動料金精算機・火災報知機等の部品交換、照明灯の取替え、車止め・壁・フェンス等破損の修理）
- ・ トイレ関係（水栓・扉・壁等破損の部品交換、修理）

上記のうち、見積金額が1件30万円未満の修繕については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととし、見積金額が1件30万円以上の修繕が発生した場合は、市が経費を負担します。

収支計画については、現在の指定管理者の令和4年度及び令和5年度の決算額の平均により算出された額（年額584千円）を修繕料としてください。

また、資産価値を高め又は耐久性を増すために要する経費及び経年劣化による場合の経費は、市が負担します。

例としては次のものが挙げられます。

- ・ 建物の避難階段の取付、耐震補強、防水加工等物理的に付加した部分に係る費用
- ・ 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用

なお、協定における想定を超える修繕が発生した場合は、市と指定管理者は経費負担について協議することとします。

② 備品の購入について

備品とは、地方自治法第239条に規定する物品のうち、性質形状を変えないことなく、比較的長く使用し、かつ保存できる物品で、本市では、購入価格が3万円以上の物品を指します。

見積金額が1件30万円未満の備品購入については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担とします。

なお、見積金額が1件30万円以上で、市が必要と認める備品購入については市が経費を負担します。

また、備品の購入にあたっては、あらかじめ市の承認を得ることとします。

(6) 指定管理料の精算について

- ① 指定管理料には、指定管理者が実施する施設にかかる修繕に要する経費を含んでいます。修繕に使用しなかった額については、年度ごとに精算します。
- ② 指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、業務などの実施回数が協定回数を下回った場合や協定時に見込まれていない特段の事業の変更が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めます。

(7) 支払時期及び方法について

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、支払時期及び方法については別途協定書で定めます。

(8) 管理口座

指定管理料及びその他の収入は、法人その他団体（以下「法人等」という。）が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

(9) 特定公契約に伴う手続き等について

① 労働環境確認書の提出

労働環境の確認のため、基本協定締結後7日以内に労働環境確認書を契約検査課まで提出してください。

② 労働報酬下限額の設定

本業務に従事する労働者に対し、労働報酬下限額以上の賃金その他の労働報酬を支払わなければなりません。なお、基本協定締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる協定内容の変更が行われない場合は、労働報酬下限額が改定された場合でもその適用を受けず、指定期間満了まで当初の労働報酬下限額を適用します。ただし、指定期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給しなければなりません。

また、基本協定締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる協定内容の変更を行う場合には、当年度の労働報酬下限額を支給していただくこととなります。

8 応募資格

(1) 基本事項

- ① 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人等とし、個人での応募は受け付けません。

② 公募（現場）説明会（P 1 1 参照）に参加していること。

(2) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等
- ② 市から指定管理を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等
- ③ 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6ヶ月を経過しない法人等
- ④ 税（国税、県税、市税、消費税又は地方消費税）を滞納している法人等
- ⑤ 法人等の代表者が税を滞納している法人等
- ⑥ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- ⑦ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等
- ⑧ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等
- ⑨ 破産、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律の手續きについて申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次号においても同じ。）がなされた法人等
- ⑩ 会社更生又は民事再生の手續きについて申立てがなされ、この手續きが終了していない法人等
- ⑪ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等
- ⑫ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3ヶ月経過しない法人等
- ⑬ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人等
- ⑭ 次に掲げるものが、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役その他これらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等
 - ア 市選定委員会の委員
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する者）
 - ウ 市議会議員、市長、副市長及び市の委員会の委員又は委員

- ⑮ 本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しない法人等

9 申請等手続きについて

(1) スケジュール

と き	内 容
令和6年6月21日～7月8日	公募要領の配付
令和6年6月21日	第1回質問書の受付開始
令和6年6月28日	第1回質問書の提出期限
令和6年7月8日	公募（現場）説明会参加申込期限
令和6年7月9日	第1回質問書の回答
令和6年7月9日	公募（現場）説明会
令和6年7月10日	第2回質問書の受付開始
令和6年7月16日	第2回質問書の提出期限
令和6年7月22日	第2回質問書の回答
令和6年7月24日～7月31日	提出書類受付期間
令和6年8月上旬～9月中旬	作業部会による資格審査及び選定資料作成
令和6年9月下旬～10月中旬	選定委員会の審査による指定管理者候補者の決定
令和6年10月下旬	選定結果の公表
令和6年10月下旬	指定管理者内定通知交付
令和6年12月議会	指定管理者の指定議決
令和7年1月～3月	協議
令和7年3月下旬	協定締結
令和7年4月1日	指定管理者による管理運営開始

(2) 公募要領等の配付

① 配付期間

令和6年6月21日（金）から7月8日（月）まで
（窓口配付の場合、休日は除く。）

② 配付方法

次の方法で配付します。

ア 窓口で直接配付

配付時間は、8時30分から17時15分まで

イ 市ホームページからのダウンロード

ウ 郵送請求（返信用角2型封筒、切手250円分を同封のこと）

郵送請求の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和6年7月8日（月）必着

③ 配付資料

	配付資料	様式等
ア	公募要領	
イ	仕様書	
ウ	指定申請書	様式第1号
エ	事業計画書	様式第5号
オ	収支予算書	様式第6号
カ	質問書	様式第7号
キ	その他申請に係る様式	
ク	条例（抜粋）、条例管理規則（抜粋）、豊川市公の施設に係る 指定管理者の指定手続等に関する条例	
ケ	説明会参加申込書	

(3) 公募（現場）説明会

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場状況等について説明会を開催します。

なお、応募を行うには、この説明会への出席は、必須となります。

① 説明会への参加方法

令和6年7月8日（月）までに「公募（現場）説明会参加申込書」を市街地整備課までご提出ください（窓口持参の場合、休日は除く。）

② 提出方法

ア 窓口へ直接持参

提出受付時間は8時30分から17時15分まで

イ 電子メール

ウ 郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和6年7月8日（月）必着

③ 日時 令和6年7月9日（火）10時00分から正午までを予定

④ 場所 豊川市役所 本33会議室

⑤ その他

ア 参加人数は、1法人等2名までとします。

イ あらかじめ説明会出席の連絡がない場合は、説明会の参加を断る場合があ

ります。また、説明会を欠席したり、開始時間までに会場に来ない場合、応募資格を失いますので注意してください。

(4) 質問について

① 第1回質問について

ア 受付開始日 令和6年6月21日(金)

イ 提出期限 令和6年6月28日(金)

(窓口持参の場合、休日は除く。)

ウ 回答(期限) 予定日 令和6年7月9日(火)

エ 提出書類 様式第7号による第1回質問票

オ 提出方法

a 窓口へ直接持参

提出受付時間は8時30分から17時15分まで

b 電子メール

c 郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和6年6月28日(金) 必着

カ 質問内容についての留意事項

質問の内容について、次に掲げる事項については受け付けませんので留意してください。

a 市職員等のプライバシーに関すること。

b 他の応募団体の応募に関すること。

c その他回答することが適当でないと市が判断すること。

キ その他

a 口頭による質問は受け付けません。

b 質問によっては、回答(期限) 予定日前に、市ホームページの「令和7年度からの指定管理者の公募について」欄に回答を掲載することがありますので、随時確認してください。

c 全ての質問及び回答は、説明会参加法人等全員に、回答予定日に文書により送付します。

② 第2回質問について

ア 受付開始日 令和6年7月10日(水)

イ 提出期限 令和6年7月16日(火)

(窓口持参の場合、休日は除く。)

ウ 回答（期限）予定日 令和6年7月22日（月）

エ 提出方法

a 窓口へ直接持参

提出受付時間は8時30分から17時15分まで

b 電子メール

c 郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和6年7月16日（火）必着

オ その他の事項については、第1回質問と同様です。

（5）応募に係る提出書類等

① 提出期間 令和6年7月24日（水）から7月31日（水）まで
（窓口持参の場合、休日は除く。）

② 提出方法

ア 窓口へ直接持参

提出受付時間は8時30分から17時15分まで

イ 郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和6年7月31日（水）必着

③ 提出書類

（提出書類欄中 ◎：必須書類 △：該当法人等のみ）

（提出媒体欄中 ○が紙とデータディスクにある場合、両方提出）

書類 番号	提出書類		提出媒体		様式等
			紙	データ ディスク	
1	◎	指定申請書	○	○	様式第1号
2	◎	応募資格を有していることを証する書類	○	○	様式第2号 (申立書)
3	△	共同事業体構成員表	○	○	様式第3号
4	△	委任状	○	○	様式第4号
5	△	証明資料（SPCの実現性を証明する資料）	○		
6	◎	事業計画書	○	○	様式第5号
7	◎	収支予算書	○	○	様式第6号

8	◎	○ 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務の状況を明らかにすることができる書類 ・ 貸借対照表（直近3年分） ・ 損益計算書（直近3年分） ・ 収支計算書（直近3年分） ・ 財産目録	○		写可
9	◎	経営規模等総括表	○	○	様式第8号
10	◎	○ 法人 ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・ 登記簿謄本 ○ 法人以外 会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類	○		写可
11	◎	納税証明書 ・ 法人の納税証明書又は未納がないことの証明(直近1カ年) 法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市民税 ・ 代表者の納税証明書又は未納がないことの証明(直近1カ年) 市県民税	○		原本
12	◎	印鑑証明書	○		原本
13	◎	役員届	○	○	様式第9号
14	△	業務経歴書	○	○	様式第10号
15	△	技術者経歴書	○	○	様式第11号
16	△	特記事項書	○	○	様式第12号

今年度分がない場合は、昨年度以前の1カ年分を提出してもらいます。

④ 提出部数 原本1部 写し10部

⑤ 提出先

豊川市役所 北庁舎 3階

豊川市都市整備部市街地整備課業務係

⑥ その他

ア 提出書類は、原則としてA4版とし、縦型左綴じで応募者名を記入した書類として提出してください。また、インデックスで、書類名を示してください。

なお、提出書類のうち様式1号から様式12号までについては、同時に「データディスク」を提出してください。

イ 提出後に法人名称、所在地その他申請書記載事項に変更を生じた場合は、変更届（任意様式）により、すみやかに市に提出してください。

(6) 応募にあたっての留意点

① 使用する言語及び通貨単位

この公募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

② 共同事業体による応募

共同事業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同事業体の代表者を通じて行わなければなりません。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体すべての構成員に対して行ったものとみなします。

また、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能にすることもあります。

③ 選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募者は選定委員会委員及び関係市職員と本件についての接触（公募説明会、ヒアリング、公募に関する質問等正当な行為は除く。）を禁じます。接触事実が認められた場合は候補者予定者から除くことがあります。

④ 同一施設に係る重複応募等の禁止

一つの法人等が同一施設について複数の応募をすることはできません。また、一つの法人等が複数の共同事業体に加わることもできないこととします。

⑤ 著しく信義に反する行為があった場合応募については無効とします。

⑥ 応募に関する費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

⑦ 提供した資料の取扱い

担当課が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

⑧ 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出された書類の情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示します。

ウ 市が必要と認めるときは、提出された書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

エ 提出された書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提出期限後における内容変更及び追加提出は認めません。ただし、市が必要と認めるときは、追加の資料を求めることがあります。

⑨ 特許権等

申請に当たって、第三者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利の対象となっている方法、製品その他の権利物件を使用した結果生じた一切の責任は申請団体が負うものとします。

⑩ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

⑪ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式第13号)を提出してください。

⑫ 応募に係る情報について

応募のための説明会、現地説明会等定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

10 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき総合的に評価する公募型総合評価方式を採用し、候補者を選定します。

(2) 作業部会による審査

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」第7条に基づく「作業部会」を設置し、応募資格審査、基礎審査及び事前審査を実施します。

(3) 選定委員会の設置

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき豊川市指定管理者選定委員

会を設置し、選定基準に基づく審査及び候補者の選定を実施します。

(4) 選定基準並びに予定審査項目及び配点

① 事業の遂行能力（配点：12点）

団体の基礎的な能力や安定性について判断します。

予定審査項目	配点
安定的な管理運営を行う体制	4
管理運営にあたって必要となる専門性	4
類似施設・公の施設の管理実績	4

② 管理運営の基本コンセプト（配点：9点）

管理運営の基本的な考え方や目的実現性等について判断します。

予定審査項目	配点
指定管理者による管理運営の基本的考え方	6
個人情報の管理・情報セキュリティに関する方策	3

③ 収支計画（配点：16点）

効率的・弾力的な運営や、管理経費の縮減に関する考え方について判断します。

予定審査項目	配点
支出計画	8
支出見積もりの妥当性	8

④ 施設管理・経営管理計画（配点：14点）

市民サービスの向上、利用者に対する考え方や施設の有効的な利用方法等について判断します。

予定審査項目	配点
施設管理体制・全般に対する考え方	4
利用者への対応計画（苦情処理等含む）	5
管理開始前の計画	5

⑤ 維持管理計画（配点：22点）

施設の安定的かつ適正な維持管理についての考え方について判断します。

予定審査項目	配点
維持管理体制・全般に対する考え方	4
建築物の保守管理計画	5
建物等の清掃管理計画	5
設備・備品の管理計画	3
保安警備計画	5

⑥ 地域への貢献（配点：13点）

地域への貢献状況について判断します。

予定審査項目	配点
地元雇用の創出	4
市内事務所の設置（法人市民税の納税）	3
観光振興・地域活性化及び地域との連携に関する考え方	6

⑦ その他（配点：14点）

リスク分担、モニタリング等に関する考え方について判断します。

予定審査項目	配点
リスク対応の考え方・対応力	4
モニタリング方法の考え方	4
サービス評価の基準となる数値目標の設定について	6

なお、審査項目に対する得点の合計値を総合評価値とし、総合評価値が満点の半分（100点の場合50点）以上の得点を得、かつ、全ての審査項目の評価が一定水準を満たしている応募者を候補者として選定し、総合評価値が最も高い候補者を第一候補者として選定します。

（5）選定のスケジュール

次のとおり指定管理者の候補者を決定します。

※日時、選定方法等については後日正式に決定します。

① 作業部会による審査

ア 審査予定期間 令和6年8月上旬から9月中旬

イ 選外決定通知日 令和6年9月下旬から10月中旬

※ 選外決定通知は対象者のみ通知します。

② 選定委員会による審査

ア 開催日 令和6年9月下旬から10月中旬

イ 審査方法 選定委員会を開催し、ヒアリング審査を行います。

ウ 選定内容

選定基準に基づく評価点の合計により、指定管理者の候補者を決定します。

エ 選定結果の通知

a 通知日 令和6年10月下旬

b 審査対象者全員に、選定結果を郵送します。

11 公募に係る公表について

(1) 応募状況の公表

受付期間中は、一切行いません。受付締切後は、必要に応じて応募団体数等を公表します。

(2) 選定結果の公表

審査結果と第一候補者についての団体名、住所等を公表します。第二候補者以下の団体名等については、団体名、住所等を伏せて公表します。

ただし、審査結果の情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき団体名、住所等についても開示します。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 課税に関する留意事項

公の施設を事務所とし、従業員を配置していただきますので、法人市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があります。詳細につきましては市役所市民税課及び資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(3) リスク分担に対する指針について

市が想定する主なリスク分担の指針は次ページのとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その指針を示したものです。

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	本事業に直接関係する法令の変更	○	
	本事業に関係せず指定管理者に影響する法令の変更		○
税制の変更	施設の管理運営に関する法令の変更	○	
	施設の管理運営に関係せず指定管理者に影響する法令の変更		○
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
	天候による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	市による事業内容の変更等	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定に定めた要求水準に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外の場合		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合（指定管理料を減額する場合がある。）	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による利用者への損害（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者等への賠償	指定管理者の責に帰すべき事由による施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、		○

	臭気等)		
	上記以外の場合	○	

(4) 次期以降のインセンティブの付与について

指定期間を通じた評価の結果は、当該評価を受けた指定管理者が次期の指定管理者の選定の際に審査の対象となる場合には、当該評価の結果を審査に反映させることができるものとします。

13 参考資料

応募にあたり、次の資料についてはホームページや窓口において配付いたしますのでご活用ください。

- (1) 関係法令
- (2) 仕様書
- (3) 駐車場年間利用状況表
- (4) 管理運営経費分担表

14 窓口

豊川市都市整備部市街地整備課業務係
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
TEL 0533-95-0264 Fax 0533-89-9570
E-mail shigaichi@city.toyokawa.lg.jp
担当者 杉山、稲吉